

**令和 6 年度第 2 回
新宿区外部評価委員会第 1 部会 会議概要**

<開催日>

令和 6 年 8 月 2 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員会委員（5 名）

竹内真雄、戎井一憲、風間義民、大川内初実、大西秀明

区職員

事業所管課（9 名）

原田総務課長、福岡危機管理課長、松原副参事（安全・安心対策担当）、
松本副参事（にぎわい創出等担当）、浅野衛生課長、渡邊保健予防課長、木内道路課長、
小野新宿駅周辺基盤整備担当課長、小川新宿駅周辺まちづくり担当課長

事務局（3 名）

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

<開会>

【部会長】

ただいまから第 2 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開催します。

本日は、事業所管課へのヒアリングを実施いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局からご説明いたします。まず、資料の確認から始めます。

委員の皆様の配付資料の確認からです。一番上に次第、その下に外部評価チェックシート、その下に、A4 横で参考資料 1 でヒアリング時の質問事項等リスト（第 1 部会）、その下に令和 5 年度第 4 回新宿区区政モニターアンケート報告書、その下に、前回ご案内したとおり、決算実績を踏まえた形で内部評価シートを改めてお配りし直していますので、本日の質疑応答等の際に必要な応じてご参照いただければと思います。

以上が委員向けの配付資料ですが、過不足ありませんでしょうか。

続きまして、理事者の資料確認をさせていただきます。一番上に本日の配席表、その下に委員と共通資料をお配りしていますので、必要に応じたご確認いただければと思います。

理事者の皆さんも過不足はありませんでしょうか。

ありがとうございます。

【部会長】

それでは、ヒアリングを実施します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 1 部会のテーマはまちづくり、環境、緑となっています。よろしくお願いします。

本日は個別施策Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止」、個別施策Ⅲ－1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」、個別施策Ⅲ－2「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」、個別施策Ⅲ－5「道路環境の整備」、以上 4 つの個別施策について、個別施策を構成する計画事業と経常事業を中心にヒアリングを行います。

進行の詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。本日の進行をご説明させていただきます。

基本的な流れとしましては、事務局を通じて事前に委員さん、それから区の事業所管課にお伝えしてある質問を基に、部会長の進行に従って質疑応答を中心に進めていただきます。事業所管課の皆様は、参考資料 1 に記載されている質問についてのご回答をお願いいたします。また、委員の皆様は事業所管課からの回答を受け、確認や追加質問したい内容がある場合はご発言をお願いします。こちらでも会長の進行に沿ってお願いいたします。事業所管課の皆様には、追加で出た質問や確認についてもご回答をお願いいたします。質疑応答が時間内に終了しなかった場合には、文書で追加質問をさせていただく場合がありますので、その際はよろしくお願いいたします。

本日の質疑応答は施策番号の順番に実施いたします。まず個別施策Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止」から始めまして、個別施策Ⅲ－1、Ⅲ－2、最後にⅢ－5 といった順番で進めてまいります。所管部署の皆様は、所管事業の属する個別施策の質疑応答が終わりましたら、部会長のご案内に基づいてご退席いただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。進行等について、何か質問はありますでしょうか。

それでは、事業所管課の皆様は参考資料 1 に記載されている質問について回答をお願いします。

最初に、個別施策Ⅱ－3②に関する質問、質問リストの 1 から 10 について、所管部署の皆様、質問番号順に回答をお願いいたします。1 から 10 まで終わったところで、委員の皆様から、説明を聞いて追加の質問やご発言等があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お願いします。

【事務局】

1 番は事務局対応の質問ですので、1 番だけ事務局からご説明した後、2 番以降、衛生課長、保健予防課長にお願いしたいと思います。

では、通番 1 の質問ですが、この個別施策の指標 2 に食の安全に関する関心度というものがあるんですが、こちらの実績値が区政モニターアンケートの回答結果から算出されているということだけでも、この区政モニターアンケートとは何なのか、概略を教えてくださいということで、事務局から簡単にご説明をします。区政モニターアンケートの抜粋の資料を一緒にご覧いただければと思います。

お配りしているのが、令和 5 年度に 4 回実施したうちの 4 回目の区政モニターアンケートの報告書です。

5 ページ目のところが調査の概要で、どういう調査なのかという全体像です。6 ページ、7 ページが、その回答をいただいた方の属性を説明していきまして、8 ページ目までがそういった全体的な説明をしています。9 ページのところが次の質問に出てくる食の安全に関する正しい知識や情報の保有状況ということで、各論の質問はこういった形でこれらの質問がたくさん入っているものが、区政モニターアンケートの報告書として年 4 回発行しています。そもそもこの区政モニター制度とは、新宿区としては区民参加を推進して、よりよい区政運営を行っていくために行っている制度で、このモニターの皆さんから区政に対するご意見、ご要望をお聞きして、区政運営の参考にさせていただいています。

この区政モニターという方は、無作為抽出をした 18 歳以上、令和 5 年度ですと 5,100 名の方に、まず区民の方に対して区政モニター登録の依頼をさせていただいています。そのうち協力の同意を得られた方が 1,000 名強おられまして、その中から 1,000 名の方に対して区政モニターになってくださいと委嘱をさせていただいています。そこで 1,000 名の区政モニターの方が誕生して、その方に対して 1 年度の間に 4 回アンケートをさせていただいています。7 月、9 月、11 月、12 月の計 4 回、令和 5 年度は実施をいたしました。最初にご覧いただいた報告書は、この最後の 12 月に行った 4 回目のアンケートの結果ということになります。1,000 人のモニターに対して報告書は 985 人になっているんですけれども、1,000 決めた後、転出されたりして少し対象人数が目減りすることがあります。

雑駁ですが、説明は以上です。2 番以降、よろしく願いいたします。

【衛生課長】

では、続きまして通番の 2 番のところをご説明をさせていただきます。衛生課長でございます。今回のこの区政モニターアンケートでの集計、どのように行ったかという点でございます。今事務局からご説明ありました令和 5 年度第 4 回の区政モニターアンケートの報告書、毎年この第 4 回もしくは第 3 回で、新宿区総合計画をテーマといたしまして、目次にありますような各基本施策のそれぞれの項目についての区民の意識であったり、認知度であったりというところをアンケートで調査しているというものでございます。

こちらの感染症の予防と拡大防止という点につきましては、目次でいきますと下から5行目の「(3) 食の安全に関する正しい知識や情報の保有状況」というところがそれに当たる項目というふうになってございます。質問をいただきました対象人数、回収率につきましては、区政モニター985名で回収率が90.2%というふうな状況となっております。

設問の内容につきましては、ページ番号で9ページのところがございます(3)番の設問、「あなたは食の安全に関する正しい知識や情報を持っていると思いますか」という設問となっております。このうち、「持っている」と「ほぼ持っている」というふうにお答えいただいた方の割合ということで、成果指標として使っているというものでございます。平成29年度から毎年、経年で同じ設問で調査を行ってございます。平成29年度の段階で65.8%だったものが、この直近の調査では70.9%ということで、徐々に数値が上がってきている状況かなというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

【保健予防課長】

続きまして、通番3番の、資料で申し上げますと、健康部の施策評価シートのページ数が3ページ目、新型インフルエンザ等対策の推進に関するご質問にお答えいたします。保健予防課長です。

まず、令和5年度の取組方針の記載に、新型コロナウイルス感染症への取組により得た経験や課題ということはどうなものでしょうか、また、それらを今後どのように活かすのでしょうかというご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への取組により得た経験や課題とは、具体的には、未知の感染症のパンデミックに対して、行政と関係機関が連携しオール新宿で対応した経験であると考えています。また、区民が安心して生活できるため、正確でタイムリーな情報発信や支援をどのように行うかが主な課題であったと考えています。令和5年度には、新型コロナウイルス感染症への対応で生じた課題と教訓を踏まえまして「新宿区感染症予防計画」を策定いたしました。次なる感染症危機が発生した際には、予防計画を活用し、有効な対応につなげられるように準備を進めてまいります。

以上です。

続きまして、通番4です。保健予防課です。事業37、新型インフルエンザ等対策の推進に関して、実績欄の1(2)の記載によると、診療所10か所、薬局2か所に感染防護服等を配付したということですが、人口規模からすると配付先の件数としては少なく感じたということで、これ以外の診療所や薬局に配付しなかった理由について、あと、希望した診療所・薬局に配付したということかというご質問です。さらにまた、区内にコロナウイルス感染症に対応可能な診療所・薬局の箇所数、そのうち区から防護服の配付を受けなかった診療所・薬局の中には、自前で調達をしたのかというご質問にお答えいたします。

まず、区では新型インフルエンザ等が流行した場合におきまして、区内診療所や薬局の事業継続を支援するため、感染防護服等の配付を行っています。対象といたしましては、新型

インフルエンザ等発生時においても医療の提供を継続的に実施する事業者としておりまして、具体的には厚生労働省の特定接種管理システムに登録のある区内の医療機関、薬局となります。令和6年7月時点で合わせて105か所ございます。こちらを4つのグループに分けた上で、毎年1グループごとに順番に配付希望の有無を確認いたしまして、希望に応じて購入及び配付を行っているところです。

令和5年度は診療所20か所、薬局10か所に配布希望調査を実施した結果、このうち診療所の10か所、薬局2か所からご希望があり、感染防護服等を配付しております。配付をお断りされた理由については把握はしておりませんが、コロナ禍において国や東京都などからも同様の物資の支援がございましたので、在庫としてお持ちのところについては配付をご希望されなかったのではないかと推察いたします。

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されたことによりまして、ほかの疾患と同様に、幅広い医療機関や薬局で機能に応じてご対応いただいているところです。

以上です。

続きまして、通番の5番目、これも同様の37番の事業計画についてです。配付した感染防護服の耐用年数はどれぐらいか、また、耐用年数を過ぎたら区が更新するのかというご質問です。

感染防護服等は保管の状態によって耐用年数が変わってきますけれども、一般的には防護服の耐用年数の目安は3年から5年程度とされています。区では、対象となる診療所等に4年に一度配付希望調査を行っており、そのタイミングでの更新を想定しているところです。

では、続きまして通番6です。これも事業計画37番についてです。評価欄の件でご質問いただいています。妥当性、有効性、効率性の全てを適切と評価しているが、どのような事由からこのように判断したのかというご質問についてのご回答です。一つずつご説明申し上げます。

まずは、事業手法の妥当性について、新型インフルエンザ等対策連絡会の開催に当たっては、委員の皆様の大半が医療職でありまして、コロナの中で業務繁忙の中でも委員の皆様が参加しやすいようにハイブリッド形式で開催する等、会議開催方法を工夫した結果、約9割の委員の皆様にご参加いただき、意見をいただくことができましたので、適切と評価しております。

また、有効性に関してですが、新型インフルエンザ等対策連絡会等で地域の課題が抽出され、把握した地域課題を踏まえた計画を策定することができましたので、適切と判断いたしました。

さらに、事業経費の効率性に関してですが、診療所等への感染防護服等の配付に当たりましては、対象となる診療所等にニーズを確認した上で配付するなど、事業経費を意識した効率的な対応を行うことができたため、適切と判断しております。

続きまして、通番7、これも同じ事業のご質問です。評価欄の最終行に、大いに活かしていくことができるとございますが、何をどのように活かしていくか具体的に教えてほしいというご質問に対するお答えです。

感染症対策に当たり、平時からの備えとして、区民の方への普及啓発や診療所等への防護服の配付等は大変重要であると認識しています。そのような平時からの予防的な取組については、効果の測定が難しい面もあり、また、すぐに成果が出てくるようなものでもございませんが、今後も切れ目なく対応を継続していきたいと考えています。また、令和5年度に策定した「新宿区感染症予防計画」は、新型コロナウイルス感染症への対応で生じた課題と教訓を踏まえたものであり、今後新たな感染症が発生した際に道しるべとして有効に活用できると考えています。

保健予防課は以上です。

【衛生課長】

衛生課長でございます。続きまして、通番8番から10番まで、私のほうからご回答差し上げたいと思います。

まず、8番目でございます。事業名392番の食品衛生の普及啓発というところについての情報発信に関するご質問でございます。

ご指摘のとおり、この情報発信の在り方については、その時代に合わせてしっかりいろいろな手法を使って効果的にやっていくべきだろうと、こちらとしても考えているところでございます。8月は非常に細菌性の食中毒が増えるということで、ちょうど昨日付でフェイスブックとXでこういった投稿をしたところでございます。食中毒の原則として、「つけない、増やさない、やっつける」といったキーワードですとか、画像ですとかイラストを使って効果的に啓発を進めているところでございます。特にこういったところに関しては、若い世代ですとかファミリーの世代の方を特にターゲットとして周知していきたいと考えていますので、こういったSNSを通じた啓発というのは今後も定期的に行っていきたいと考えているところでございます。

次、9番目でございます。同じところで、この普及啓発の検証というところでございますけれども、なかなか普及啓発事業の定量的な検証というのが難しいなと私どもとしても感じているところでございますけれども、例えば、こちらの取組内容、実績の中にあります③番で、各種イベントというのがありまして、このうち食品衛生フェア、こちらは新宿西口のイベント広場で毎年実施しているものでございます。こういったイベントでは参加者へのアンケートを実施しておりまして、その中で幾つか設問があるんですが、例えば「このイベントをどこで知りましたか」みたいな設問がありまして、3分の2ぐらいは通りすがりの方、その次に多いのがSNSを通じて知ったという方が2割ぐらいいらっしゃいまして、やはり特に若い世代の方にはこういった手法を通じて周知を図っていくということが重要なかなということを確認いたしました。そういった手法を今後も使い、改めてこういった啓発については周知を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次、10 番目でございます。東急歌舞伎町タワーでのグッズの配布というところでご質問いただいたところでございます。

この質問内容にもご指摘いただいておりますとおり、区民向けの効果的な周知というところは私どもとしても非常に重要だというふうに考えております。この東急歌舞伎町タワーで配布したというのが、この場所で健康づくりのフレイル予防のイベントがありまして、区民の方の参加が見込まれたものですから、スポット的にそこでグッズを配布したというものでございます。そのほか、この取組状況シートにも記載がございますけれども、若者のつどいですとか、そういった区民の方が集まるようなイベントで、集中的にこういった周知ですとかグッズ配布での啓発を行っているというところでございます。

説明は以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。委員の皆さん、今の説明を聞いてさらに伺いたいこと、聞いてみたいこと等があれば、挙手をいただければと思います。

【委員】

9 番に関しての質問で、なかなか答えにくいと思うんですけども、アンケートとこの実施した施策の関係性が、今の回答でもよく分からないというか、具体的にどう結びついていのかって見えにくいと思うんですよね。そこをどう考えていらっしゃるのかということと、例えば今、冒頭でフェイスブックと X に投稿されたとあるんですけども、僕、フォローしているんですけども、新宿区のアカウントがフォロワー 1 万 6,500 あるんです。昨日の投稿を見た人が 3,210 回です。いいねをした人がたったの 18 件なんです。リーチ率がめちゃくちゃ低いと思うんです。なので、これをやったから効果があったとかというのはすごく言いにくいと思うんですけども、そういうところをどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいです。

【衛生課長】

衛生課長でございます。こういったところの周知啓発というのは、なかなかターゲットに届きにくいところがあるかなと思います。これさえやれば大丈夫という手法がなかなかないものですから、いろいろな手法を使って地道に継続的に取り組んでいくということが重要なかなと思っております。なので、いろいろなターゲットにしっかり届くように、SNS も使いますし、リアルイベントですとか、広報紙ですとか、そういったいろいろな媒体を使って継続的に周知をしているというところでございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、それが指標の食の安全に関する関心度の現状 70.9%というところはどういうふうにはね返っているかというところの計測や検証というところは難しいと思っておりますけれども、平成 29 年度から比べますと少しずつ上向いているということもありますので、引き続きいろいろな手法を活用しながら取り組んでいきたいと。また、今後新しい手法みたいなものが見つければ、そういったところも積極的に取り入れて、あと、イベントですと特に直接参加者の方と触れ合いますので、そういったところの反応も見な

から取り組みたい。先日ファミリー向けのイベントでの啓発というところもやってきたんですけれども、今までは食品衛生に関するクイズを出して、クイズに答えたらグッズをお渡しするという形式だったんですけれども、参加感を高めるために、クイズに答えた方にガチャガチャのメダルを渡して、ガチャガチャでグッズを引いてもらうというように、少し体験要素を増やしまして、特にお子さん方の印象に残るようにというような形での工夫をしているところでございまして、そういった本当に細々とした工夫なんですけれども、できるだけ印象に残ってもらえるような取組というのを今後も考えていきたいなと思っております。

【部会長】

それでよろしいでしょうか。

【委員】

ただ、今後の目標値が2027年度で80%なので、この予算をこのまま維持されるのか、まだ目標値に至らないから増やされるのかというところの考えをお聞きしたいのと、あと、これは意見じゃなくて感想なんですけれども、他にSNS、Xとか新宿区のアカウントとかを見ていても、同じ内容を1回しか投稿しないというのがあると思っていて、確かによく見ている人は、またこれかと思う人も多いですけれども、でも、やるたびに新しく目にする人も多いと思うので、例えば時間を変えて投稿するとか、何日かに1回同じものを投稿するとか、されたらいいのかなと思いました。これは感想です。

【衛生課長】

衛生課長でございます。今後80%に向けてということで、ちょっと高い目標を設定しているものですから、そこに向けて、それを達成できるように、今後もいろいろな工夫を重ねながら取り組んでいきたいと思っております。特段、予算額につきましては、こちらで出展できるイベントの数ですとかそういったところが限られているということもありまして、現状では予算規模をこれから増やしていくという予定はございませんけれども、その内容を今後見直していくことで、より効率的に効果のあるものをご提供できるようにしていきたいなというふうに思っております。

SNSの投稿につきましては、区政情報課のほうで一定のルールの下で行ってございしますので、繰り返し投稿ができるのかどうかということも含めて、今後、確認させていただきたいと思います。

【部会長】

委員、お願いします。

【委員】

私、8番の質問をさせていただいたんです。それで、一つは情報発信の仕方が今、フェイスブックとかXとか、若い世代に向けてやられている進まれている姿というのが評価できると思うんですよ。だけど、経常事業取組状況シートを見ると①に広報新宿、区のホームページ云々と書いているように、逆に広報新宿なんて割とお年寄りの方は大事な情報源じゃないかなと思っています。それで、広報新宿って私の経験だと、新聞を取っていないと配布

されないんですよ。今デジタル化で新聞も取る人がだんだん減っていますよね。そうすると広報新宿、配布されないんですね。お年寄りでXとかフェイスブックとか、みんなが見ていればいいでしょうけれども、本当に今後大事になってくる高齢者の方に向けて、紙しか読まない人たちにどのような広報を増やしていくのか。そういう広報自体の在り方、これは新宿区だけじゃないと思うんですよ、東京都もそうだし、ほかの自治体、みんな悩みで、かといって全戸に配ればいいのかというと、そうでもないだろうし、ただ、このフェイスブックとかX以外のお年寄りの紙で読む人たちにどういうふうに情報発信を上げていくのか、それが一つの質問です。

【総務課長】

総務課長でございます。広報新宿でございますが、今、委員ご指摘のとおり、基本的には新聞の折り込みという形で配らせていただいておりますが、一方で、新聞を取らない方が増えてきているという中で、いかに区政情報を届けるかという観点で、個別での配布もプラスで行わせていただいております。紙での広報を欲しい、ただ、新聞を取っていないというような方につきましては、個別ポスティングという形で受け付けて、それぞれのご自宅に配布するといったようなこともさせていただいております。区としては、そういった個別での配布がありますよというようなことを多くの方に知っていただいて、必要な方に届けられる仕組みをやっていくことが大切だと思っておりますので、そういったところもしっかり周知をして、広報での情報を取りたい方にもしっかり届けられるように、今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

【委員】

どうもありがとうございます。私は実は、欲しくて自分はわざわざ新宿区に電話して、配布してくれるように頼んだんです。そういうふうに行っている人は確かに配布してくれますけれども、少ないと思うんです。わざわざ電話して連絡して、うちにだけ配ってくださいと、こちらから働きかけないと配ってくれないシステムですよ。私が言いたかったのは、お年寄りとかそういう人たちが自分から取りに行かなくても来るようなシステムがあれば、そういうので普及活動の意義が増えるんじゃないですかね。

一つご質問として、広報新宿読む人は減っているでしょう。

【総務課長】

そうですね、発行部数は減っています。

【委員】

減っていますよね。だから、読者を増やしていく努力というか、何かされれば、衛生課の方に限らず、もっとアピールできるんじゃないかなと思って。

【総務課長】

総務課長でございます。区としての取組は先ほどお答えしたとおりでございますが、今、委員からそういったお話があったというのは、所管である区政情報課のほうにはお伝えさせていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

【委員】

すみません、もう一つ質問させてください。今度は順番入れ違いになってしまいますが、質問3番、これは保健予防課に。令和5年度の取組方針に、新型コロナウイルスの取組により得た経験や課題は何がありますかという質問に対して、先ほどの保健予防課さんからの答えでは、オール新宿としてと、あとタイムリーな情報発信という、そのとおりで素晴らしいんですけども、私が聞きたかったのは、何かもっと具体的にどういう課題があったのかということを知りたいんです。

この間のコロナというのは日本全国初めての経験だから、課題や取組があって当然だと思うんですよ。例えば、区民の方でも希望したのに予防接種が受けられなかった人が何人ぐらいいいたのかとか、あと病院によって受け付ける受け付けないとか、そういう区民の目線から見た課題を知りたいんです。課長さんがおっしゃられた、新宿区としてはこういうオール新宿、タイムリーな情報発信という課題は分かりましたけれども、実際に予防接種を受ける区民側から見た課題や、何件区民が入院できなかったとか、予防接種を受けられなかったとか、副作用とか、そういう課題を教えてくださいという具体的な質問でした。だから、あんまり総論的な話というより、そこら辺を教えてくださいませんか。

【保健予防課長】

保健予防課長です。貴重なご意見ありがとうございます。ちょっと視点が異なっていたということで区民の視点での課題であったりそういったことを、入院、ワクチン、自宅療養者ですとか、あとはお食事の配食のことなども課題になっていたなと思いますので、そのあたりを改めてまとめて、資料として後日提供させていただきます。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

【委員】

先ほどのコロナに関する話なんですけれども、通番でいくと7番が一番合っているのかな、大いに活かしていくことができるということだったんですね。現状、コロナ増えているらしいんですよね、今現状、新宿区としては増えているとは思いますが、それをこのときの経験を生かしてどのような対策が今実際考えられているのか、例として、どういうことをやろうとされているのかを知りたいなと思いましたので、教えてください。

【保健予防課長】

保健予防課長です。ご質問ありがとうございます。確かにコロナはゴールデンウィークの後からぐっと増えてきていまして、暑くなると窓を閉めてクーラーを効かせるようなこともあるので、やっぱり換気頻度が落ちるということで、毎年そういった空調を効かす時期には患者数が増えていく傾向というのが見えています。その中で新宿区としても感染者数が増えてきている、その状況を週報という形で定点当たりの報告者数として報告をして、情報発信をしているところです。コロナは昨年、令和5年5月8日以降に5類感染症となりま

したので、もう季節性のインフルエンザと同じような対応に切り替わったことで、特段コロナだからこういう対応をしているということは現在はないんですけれども、区民の皆様が感染対策に取り組みやすい情報、発生の状況ですとかそういった、気をつけないとなという認識につながるような情報を今後も発信してまいりたいと考えています。

【委員】

ありがとうございます。その発信について、先ほども話があったんですけれども、若い方はSNSが非常に便利かと思うんです。ただ、特にコロナとかインフルエンザとかで重症化するのは高齢者のほうが多いと思うので、そこら辺の情報の発信はどういうことを心がけるとか、今までの経験から、これではあまり効果がなかったもので、こういう発信に切り替えていくとか、増やしていくとか、そこら辺を教えてくださいませんか。

【保健予防課長】

保健予防課長です。基本的に情報発信は、広報新宿やホームページでの発信になっているんですけれども、SNS、例えばLINEですとかそういったものを活用したプッシュ型の通知を使うような発信についても検討してまいりたいと考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

先ほど、番号10番になりますかね、食品衛生の普及啓発のところなんですけれども、新宿西口で配布を実施したとか、東急歌舞伎町タワーのイベントで配布したとあるんですけれども、これって区民かどうかを聞いた上で行っていることですか、それとも参加した人にただ配布したということですか。結構、新宿に訪れる人には新宿区民以外の方が多いんですね、歌舞伎町タワーもそうでしょうけれども。そこを聞かせていただけますか。

【衛生課長】

衛生課長でございます。先ほど申し上げました東急歌舞伎町タワーに関しては区民向けのイベントでの配布ということで、一人一人確認しているわけではありませんけれども、おおむね区民の方が多かったのかなというふうに思っています。西口のイベントコーナーに関しては、人通りが多い場所ということで、特段こちらは新宿区民かどうかというところは確認してございませんけれども、こちらに関しましては新宿の食品衛生協会というところの共催で実施をしている事業でございまして、そちらの協会さんとの協議の中で、この場所で行おうというところで場所の選定をしているところですので、これまで例年その場所で行ってきたということで、西口のイベントコーナーを使って実施をしてきたところです。一方、今ご指摘のとおり、あそこを通る方が区民かということ、区民じゃない方、西新宿に通われているビジネスパーソンであったりですとか、お買物に訪れた方が多いのかなということ

ころは私どもも課題意識として持ってございまして、場所の選定につきましては今後、より区民の方に情報が届くような場所を選定できないかというところを食品衛生協会のほうと協議してまいりたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

またあちこち行ってしまうんですけれども、コロナの件ですけれども、新型インフルエンザの経験を活かしてというような項目の中で、7 番ですかね、コロナのときには対応していただきまして本当に感謝申し上げる次第でございまして。私も予防接種をさせていただきましたけれども、5 類に移行して以降、急にもう終わりになってしまったというのが現状だと思うんです。先ほど委員のほうからのご指摘があったように、またコロナも増えているというので、PCR 検査を受けるにも薬をいただくのにも、数万円かかるという、そういうことで躊躇していらっしゃる方もいるように聞いております。インフルエンザの場合は補助金のようなものがあって、新宿区からの補助金によって安く予防接種も受けられるんですけれども、これは国との関係や都との関係もあると思うんですけれども、区として今後そういう補助金的なもので、コロナの接種希望者とか薬の補助金とかそういうものについて、お考えがあるものなんでしょうか。

【保健予防課長】

保健予防課長です。ご質問ありがとうございます。コロナのワクチンについては令和 5 年度をもちまして特例接種の扱いが終わってしまったので、全額公費で打てる機会というのはもうなくなってしまったんですけれども、国は新型コロナウイルスワクチンを定期の B 類接種ということで位置づけましたので、今年は 10 月から 3 月 31 日までの期間に、対象者に対しては定期接種の枠組みの中で打っていただけることになっています。新宿区といたしましては、その対象者の方々に対して半額程度の、3,500 円程度の自己負担で打っていただけるように対応しているところでして、その周知に関してもいろいろな方法を用いまして、予診票もお送りいたしますし、情報発信もいろいろな場面で行ってまいりますので、打ちたいと希望される方が打てるような状況づくりを進めてまいりたいと考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

それでは、個別施策Ⅱ-3 の②についての質疑はここまでにしたいと思います。所管部署の皆様、ありがとうございました。

ご退席いただいて大丈夫です。お疲れさまでした。

次に、個別施策Ⅲ－1に関する質問、質問リストの11から15について、所管部署の皆様、質問番号順に回答をお願いできればと思います。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

新宿駅周辺基盤整備担当課でございます。11から15一括して、私から説明させていただきます。

まず、通番11です。個別施策Ⅲ－1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」の、回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくりの推進により、来街者が享受するメリットについてはよく分かるが、その一方で住民はどのようなメリットが享受できるのかというご質問です。

まず、新宿駅につきましては、お配りしている「新宿の拠点再整備方針」の4ページをご覧ください。4ページの中ほどにターミナルの課題というのがございまして、駅施設、駅ビルの老朽化、それから駅の構造が複雑で分かりにくい、そういった課題がございます。新宿駅は世界一のターミナル駅ということで言われておりまして、交通の要衝というところになってございますが、こういったターミナルの課題ということがありまして、防災性とかバリアフリー、乗換動線が課題となっているところです。この課題に対応するために現在、新宿グランドターミナルの再編を進めておりまして、その効果としましては回遊性と利便性の向上ということになっています。この新宿駅の周辺のまちづくりも今後進めながら、より広く新宿のまち全体の機能更新が図られるようにしていきたいという考えでございます。

そういった新宿区の全体のブランド力の向上やまちづくりの原動力、さらには国際競争力の強化ということに寄与することを見込みまして、区民にとってもメリットにつながるものと考えているところです。来街者ということで新宿を通過する方もいらっしゃるかと思いますけれども、新宿駅を利用する区民の方も多うございます。そういったことで、まちからまちへの障壁に、駅の構造としてなっていますので、駅からまち、まちからまちへつながりやすいということを目指しておりますので、そういったところで区民も享受できるものと考えています。ここの個別施策ではないですけれども、防災性の向上も一定程度図るということを考えておりますので、そういったことも含めて区民のメリットを享受できるよう、考えています。

それから、12番の、個別施策について成果指標の実績値が令和4年度までは右肩上がりであったのに、令和5年度で大幅に下落しているのはなぜかということです。

個別施策シートの裏面の成果指標、令和4年度は23.6%だったものが令和5年度では18.6%ということで落ちております。今回の動向ですけれども、案内サインとか、それから、令和2年度に開通した東西自由通路、この整備というのは東京オリンピックを目指していろいろ変更してきています。その流れの中で、まちの駅、乗換え利便性とかそういうものの向上を目指して進めてきたところです。そういう中で今回、新宿グランドターミナルの一体的

な再編ということで、いよいよ工事が着手されました。西口をメインに今、土地区画整理事業が進んでいるところですが、こういった工事の影響も考えられるというふうに思っています。具体的には、西口駅前の地下の仮囲い、階段の部分的な閉鎖ということの影響があるのではないかと推察されております。長期にわたる工事がありますので、各鉄道会社も含めて、案内は逐次、更新していけるように努めていく所存でございます。

それから、通番 13 でございます。令和 5 年度は目標としていた関係機関との合意に至らなかったということだが、なぜか。また、そのことを受け、今後どのように取り組んでいく意向なのか、今後のスケジュール等を具体的に教えてほしいというものです。

これは、靖国通りの地下のところに地下通路の延伸整備を誘導するというものでございます。具体的には、沿道の開発計画の具体化がしなかったということが原因と考えております。一連、この中ではコロナとかそういったものも含めて、開発動向がかなり困難を極めているというふうに推察しておりまして、そういったことから地下通路の延伸についての協議がまとまらなかったということから、評価としては低いというふうにさせていただいています。今後はそういった周辺の開発動向を捉えながら、事業の実現に向けた検討を引き続き進めていくということでございます。また、どのようなスケジュールになっているかというのを具体的にということではありますけれども、まだ具体的にないというところで、申し訳ございませんが、そういう回答とさせていただきたいと思っております。

それから、通番 14 でございます。新宿駅周辺地区の利便性向上ということで、これは経常事業でございますけれども、この事業で作成したマップが適切に利用されているかを評価するには、利用率を把握する必要があると思われるが、区は把握しているか。把握していないとしたら、今後新たに測定していくことを検討する考えがあるかということでございます。

今回のこのマップにつきましては、新宿ターミナル案内サイン連絡会ということで、新宿区だけではなくて鉄道 5 社、それから東京都も含めて、あとはバス協会、それから国、そういうところで連絡会を開いております。東京オリンピックに向けて、平成 27 年 6 月に設置しました新宿ターミナル協議会というもので、先ほどの案内サインだとか、新宿駅の周辺の道案内ができるようにということで取り組んできたところが、今回そのマップを作って、それを周知していくということでございまして、鉄道 5 社も含めて、各社が印刷して、各駅で配置したりしております。新宿区では、このマップを作ったものをデータとして更新をして、それを各鉄道会社などに配りながら、印刷してもらうように努めているという仕組みでございます。それ以外に新宿でも観光案内所等で配布するために印刷して、毎年更新をしていますという取組を行っています。

マップの利用状況でございますけれども、令和 4 年度までは新型コロナウイルスの影響で配布もなかなか進まなかったというところでございますが、令和 5 年度、観光案内所において 1,000 部配布した中国語、韓国語の在庫がすぐに、年度内に底を突いたということもありまして、今、昨年度を上回るペースで上向いているというところの状況でございます。今

後こういった状況は把握していく必要がありますので、毎年の更新、それから印刷というところの中で把握していきたいと考えてございます。また、駅の整備も、西口がかなり工事があります。こういったことでマップも定期的に更新していかなければいけないということも今回、取組の中の一つとして進めていきたいと考えてございます。

それから、15 番でございます。現在マップは紙媒体で展開しているが、今後、グーグルマップと連携するなど電子媒体で展開する考えはあるかということでございます。

マップのデータは、先ほどもお話ししたように、この連絡会の中でデータを更新して、各鉄道会社も含めたところで印刷、配置をしているというところでございます。新宿区では区のホームページにもこのデータを掲載しているというものでございます。また、駅構内の案内サインや観光案内所を含めて、QRコードでアクセスできるような取組も進めております。現在、ご指摘のようにグーグルマップで位置情報の表示なども連携できるかということも考えられますけれども、地下構内の測位精度、そういったものの維持向上がまだちょっとなかなか難しいということで、令和 3 年度に国が行った実証実験、そういったものも踏まえ、今後状況を見ながら、どのようなことができるかということは研究していきたいというふうに考えてございます。

以上が 11 から 15 の回答でございます。よろしくお願いします。

【部会長】

ありがとうございました。

委員の皆様、今のご説明に対してご意見等ございますでしょうか。

【委員】

ご回答ありがとうございます。11 番なんですけれども、先ほどご回答いただいたように、私も当然まちづくり、すばらしいというのは分かりますし、区民も享受できるというのはよく分かるんです。ただ、今回私たち外部委員の立ち位置というのは、評価書にもあるように、有効性が区民ニーズに的確に対応しているかというのが大きな評価のポイントになります。そうすると、区民以外の人と同じような回遊性と利便性なのか、区民以外と違って区民はもっとこういうのがあるんだよというのがあるはずなんじゃないかと思って質問させていただいたんです。

区民にとっての利便性って何でしょうかね、これができたときの。例えば、区民にとっての利便性というのは、区役所に来なくても、区の出先機関がここのまちづくりの真ん中にできて、お年寄りなんか区役所まで歩いてこなくてもすごく便利になったとか、区民独自の利便性が何か生まれるんじゃないかなというふうな期待をして、質問させていただいたんです。

先ほどのお答えだと、区民も区民以外の人、どっちかというとイコールですね。あと、防災性もあるとおっしゃったけれども、それは新宿という駅になれば当然、新宿区外の人通勤時、通勤ラッシュ時にとか、いろいろ使うわけですから、防災性もほとんどイコールなんじゃないかなと思っています。

私がお質問したかったのは、何かもっと新宿区民のために、こういう享受できる利便性があるから素晴らしいと言えるものがあるんじゃないかなと思って質問させていただいたんです。例えば、中央区は東京駅前に学校を作ったり、いろいろ区によって駅のまちづくりと一緒に、その区民のために何かメリットとなるようなものを提供しているようなことも感じるものですから、何かそういうものがあつたらいいなと思って、質問させていただいた趣旨です。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

本施策の取組は新宿駅をはじめとする区内主要駅周辺を対象としています。新宿区にある駅なので、東京都が所管する再開発等においても地元区ということで意見が出せるといったことで、先ほど区民の利便性、サービスの向上ということがどういふことがあるかという観点の中で、いろいろ意見を言わせていただいていると。そういう中には、地元の区民という広い区民の中には、商店街、さらに、若干ではありますけれども、やはり新宿駅周辺に住んでらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった区民の方の利便性も区としてしっかり考えながら意見させていただいていると。将来の状況、先ほどのサービスがデジタルでできるかどうかというところも含めて、新しい技術とかモビリティとか、そういうことも含めて、今後どういった将来形ができるかということも、まさにまだ検討の段階でございますので、そういう中で意見させていただければというふうに考えてございます。

【委員】

ありがとうございます。やっていることはすごく分かるんですけども、区民ニーズはこういうのがあるよと明確に言えたら、やっていることが素晴らしいと区民委員として言えるじゃないですか。ほかの人もみんな一緒に享受できる回遊性だけだとちょっと弱いかなと思ったので。多分ご検討されていることはたくさんあると思うんですよ、発表されていないだけで。もしそういうアイデアがあれば、これから作る話ですから、こういうものを作るとか、それを教えていただければと思っています。

【事務局】

横からいいですか。今のご要望というのは、何か具体的な追加の質問ということなんですか、それとも、一種のお考えというかご要望を純粹におっしゃったという、どっちで整理しましょうか。

【委員】

追加の質問というか、この質問したとおりなんですけれども、今の段階ではこれ以上の回答がないというなら、追加の質問ではありません。ただ、実際にいろいろ考えていらっしゃるというようなら、追加の質問として受け止めていただきたいと。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

これ以上の回答はありません。

【委員】

分かりました。

【事務局】

すみません、続けて事務局からですが、今おっしゃったのを聞いていると、今のこの施策というのは、新宿駅をはじめとする区内の各主要駅の利便性向上というのをまず目標に掲げて取り組んでいる施策なんですけれども、それ以外の区民の利便性向上のほうも視野に入れて今お話しされていたので、そこは今の所管課では答えようがないところで、例えば、区民が区政のサービスを受ける利便性向上になると、例えば出張所の運営とかそういった面の話にも広がっていくので、ひとまず今の担当部署が答えできるのは、この新宿駅周辺をはじめとしたターミナル駅等の利便性向上に向けた取組のところをお答えさせていただければと。もしこの施策を評価していただくに当たって、横の関心というところで、それ以外に区民の利便性向上に向けて区役所が何をやっているかというところは、後ほどまた、もしあれば、事務局のほうで承って、適切なご回答をさせていただければと思います。

【委員】

それで結構です。どうもありがとうございます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

質問ではないんですけれども、14番と15番、前回発言させていただいたので、取組状況シートを見るとすごくシンプルに書かれているので、どういう背景があるのか分からなかったんですけれども、今お答えいただいて、きちんと把握されているし、今後も部数とかの把握を努めるということと、グーグルマップ等に関しても背景情報とか、すごく調べて取り組んでいらっしゃるということがよく分かりました。どうもありがとうございました。

【委員】

通番13番について、コロナの影響も大きかったと思うんですが、今後のスケジュールは現在未定というご回答をいただいたんですが、地下のあそこを通ると、以前に比べてお店が閉まっているところが多いというのは、もうかなり前から思っていたんです。最近はお店のあったところに休憩室みたいな、テーブルとか設置されて、もうそこにはテナントは入りませんよというところが幾つかあるんです。それらも含めて、やはりコロナの影響で企業、店舗がかなり影響を受けてしまって、経営が苦しくなって、撤退とか減ったとか、そこら辺もこれには関わりがあるんでしょうか。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

今現在あるサブナードのテナントというところだと思います。今回のこの計画につきましては、地下の通路ということになりますので、店舗を別につけるということはこの中には入ってございません。そういうことも含めて、どういったことで民間の開発のほうで検討されるかということはあるかと思いますけれども、そういう中で具体化をする中で、区として支援できることをこの中に書かせていただいているというものでございます。また、今現在地下街があるところにつきましては、参考までに、50年経過しているという中で、いろいろ

ろな取組というふうに聞いておりますので、休憩所もその一環じゃないかというふうに思っています。

【委員】

ありがとうございます。それで、今の状況が合意に至らなかったからといって、これを取りやめるということでもないわけですね。未定というのは、全く先が分からないというふう

に受け取ってよろしいでしょうか。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

今後のスケジュールでございます。区としては、まちづくりの戦略プランの中に計画という

か位置づけさせていただいている間は、特になくなるとかそういったことは考えてい

ません。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

今の靖国通りの下の開発の問題ですけれども、延伸して明治通りまで延ばすという計画

ですよね。地下通路が明治通りまで延びれば、大変利便性も向上するのではないかなとは思

っておりますので、今後ともご検討を願えればと思っております。

それと、新宿駅周辺の開発の問題ですけれども、実は南口のほうは一気にすごく変わった

んですね、昔から比べると。しかしながら、私は50年前のあの頃から比べて、あまりまち

全体が大きく変わっていないような、何かやはりもっと新しい時代に合わせて、この利便性

も含めて、まち全体が大きく変わる必要があるのではないかなとずっと思っておりました。

これを機会に新宿駅周辺の開発、大きく変わって、回遊性の増す、そういう新宿区民として

誇れるような新宿駅、乗降客が世界一だと言われております新宿駅のターミナル化も含め

て、本当に期待しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【新宿駅周辺基盤整備担当課長】

今のお話は、都市計画の説明会とかでよくお聞きさせていただいております。新宿区民と

して誇れるような駅にしてほしいというご要望はかなり多うございますので、引き続き積

極的に取り組んでまいりたいと思っております。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、Ⅲ－1に関する質問はこちらで終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

次に、個別施策Ⅲ－2に関する質問、質問リスト16から20について、所管部署の皆様、

質問番号順にご回答をお願いいたします。

【副参事（安全・安心対策担当）】

質問 16 について回答させていただきます。渋谷駅周辺の路上飲酒制限が通年化したことを受け、路上飲酒したい者が新宿駅周辺に流れてくるおそれがある等、にぎわい創出に付随する課題は今後も様々な形で発生すると思われます。区として今後どのような課題が生じると予測し、どのように対応していく考えかというご質問にお答えいたします。

現在、新宿駅周辺地域において路上飲酒が確認できる場所は、シネシティ広場周辺、新宿駅東口となりますが、渋谷区における路上飲酒の制限が通年化したことによる新宿区内への影響については今のところ不明で、今後はその状況を見ながら確認をしていきたいと思っております。新宿区では昨年ハロウィン当日に前年以上に来街者が新宿駅周辺地域を訪れました。本年のハロウィンも雑踏事故に発展するおそれがあると考えております。ですので、6月21日に新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例を制定いたしました。本条例におきましては、ハロウィン時期に限り区域を限定して路上飲酒を制限しておりますが、そのほかに、火気を使用する、街路灯等に上る、音響機器等により騒音を出す等の迷惑行為につきましては通年で禁止しており、これらの迷惑行為が認められれば、注意してやめさせる等の対応を取っていきます。なお、ハロウィン当日につきましては、新宿三丁目及び歌舞伎町一丁目の一部の地域において、路上飲酒を制限するだけでなく、警備対策を図り、迷惑行為等を防止して、雑踏事故等の防止を図っていきます。

以上です。

【副参事（にぎわい創出等担当）】

にぎわい創出等担当です。同じく通番 16 の 2 行目、にぎわい創出に付随する課題というところで、今般、歌舞伎町地区の来街者の増加に伴って、ごみの不法投棄が課題になってくるだろうというところでございます。これについては区は、警察と歌舞伎町商店街振興組合、あるいは町会、歌舞伎町タウン・マネージメントと連携し対応しています。具体的には、区が主体となって歌舞伎町地区全体の清掃を、そのほかシネシティ広場においては重点的に特別清掃を行っているというところでございます。今後についても、これらの課題について適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

次に、通番の 17、計画事業 40、歌舞伎町地区のまちづくりの推進というところで、こちらは資料でいうと施策評価シート、個別施策Ⅲ-2「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」、こちらの目標値、実績がともに「推進」となっているということでもあります。令和 5 年度における具体的目標と、それに対する実績を教えてください、またそれを踏まえてこの事業を評価する際、区として重視するポイントはどこにあるかというご質問でございます。

具体的には、こちら目標は 2 点ございます。同じくこの資料の 2 ページ目の下に成果指標というふうに書いてあって、これが具体的な目標になるんですが、1 点目が、区政モニターアンケートの歌舞伎町に対する区民のイメージ、以前と比較して歌舞伎町がにぎわいのあるまちになったと思う人の割合が令和 9 年度までに 40%を超えているかどうかというこ

とでございます。2点目は、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、行われている地域活性プロジェクトというのがございまして、これは具体的にはシネシティ広場と大久保公園とセントラルロードで開催することによって、にぎわいを促進していくというものです。これらのイベントの来場者数について、同じく令和9年度までに80万人を超えるかを設定しているということです。

令和5年度の実績については、ここに記載のとおり、1点目のアンケート調査については既に40.6%ということで、当初の目標を超えたというところで、令和9年度の目標というのを60%に上方修正したということでございます。次に、2点目の来場者数については45万人となっていて、引き続きイベントの開催により来場者数を増やしていくと。区としては、以上のような歌舞伎町のにぎわいのイメージと、シネシティ広場の公共空間を活用したイベントの来場者数というものを非常に注視しているところで、今後も魅力的なイベントを開催してにぎわいの創出を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

【危機管理課長】

続きまして、通番18についてお答えさせていただきます。危機管理課でございます。歌舞伎町安全・安心対策事業助成、これは東京都の類似事業がどのような事業か、どこが異なるのかというご質問でございます。

まず、東京都におきましては、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの居場所の確保、公的機関へのつながりを含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とするということで、令和5年度から実施しております。一方、新宿区におきましては、令和4年度から実施していて、新宿区の場合は歌舞伎町地区においてというのがございまして、内容、目的はほぼ一緒でございます。経費を助成するというような事業を行ってきたというところでございます。

一番違うのが助成金の上限額で、新宿区は上限額50万円、東京都は令和5年度は上限額5,000万円、今年度は、幾つか条件がありますけれども、この条件を全部達成すると4,500万ちょっとということで、新宿区の90倍、100倍ぐらいの差があるというところでございます。同一事業で複数の団体から助成金をもらえませんので、都に申し込んだ場合は区のほうは申込みができないということになります。大体皆さん、都のほうに申請をされるということで、我々も、やっぱり大きい額のほうがいいでしょうから、お話、相談があれば東京都のほうもご紹介をするというようなことで、昨年度は実績がゼロということで、評価のほうも改善が必要というふうに思っております。

今後この事業をどのように進めていくかというところですが、結論としては、まだ現在検討中というところでございます。というのは今年度、同じように募集をかけまして、今年度もゼロであれば、区としての役割は終えたと言えるかと思ったんですけれども、結果として1件申請があったということで、先日決定をしたところでございます。その理由を聞

いたら、東京都の審査に落ちたというようなことがありましたので、新宿区のほうで申請をしたというようなことがあったというところでございます。実際、困難な女性たちに支援をするという目的は同じですので、東京都がしっかりその辺をやっていただけるのであれば、区としてこれ以上続ける理由もないんですけれども、一方でこういったように審査に落ちてしまうと、やっぱり支援がないと活動が続けにくいというところもありますので、区としてもここで手を引いていいものなのかというところが一つ残ります。

また、形を変えて別の支援ができないかということで、ほかの部署とも協議はしているところなんですけれども、やっぱり区の事業というのは区民を対象にした事業がほとんどである一方、いわゆるト一横に来るお子さんというのは、区外、全国から来る子供たち、新宿区民というのはあまり、ほとんどいないというような状況の中で、いい手だてが打てる施策、ぴったりはまるような施策がなかなか打ち出しにくいというところがございます。その辺も見極めながら、あと東京都とも今後の方向性も協議しながら、来年度どうするかというところは今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上となります。

【総務課長】

総務課長でございます。私のほうからは、通番 19、20 を順にご説明させていただきます。

まず通番 19、新宿区はふるさと納税制度の影響で税収減となっていると聞くと、今後どのように対応していくお考えかということについてお答えさせていただきます。

まず、新宿のふるさと納税に対する基本的な考え方というのを少し簡単にご説明をさせていただきます。やはりふるさと納税される方というのは年々増えておりまして、その影響を受けまして、区の減収額というところは年々増加し続けているという状況でございます。ふるさと納税で減収をするということは、全区民が減収による行政サービスの低下の影響を受けざるを得ないというところがある一方で、制度を利用する区民のみが返礼品の恩恵を受けるといった不公平が生じるなどの制度のゆがみというところが顕在化しているのではないかと考えております。

また、ふるさと納税で減収した場合については、国から地方交付税で補填されるというような仕組みがございますが、特別区自体が地方交付税不交付団体ということもございますので、減収分の補填もされないというところも、やはり区としては問題であるというふうに考えているところです。こういった点からも、特別区といたしましては、特別区長会を通じまして制度の改善を前々から国に対して求めているところでございます。これが基本的な区のスタンスでございます。

ただ、一方でふるさと納税制度の本来の趣旨である、生まれ育った自治体や応援する自治体への支援、また税の使われ方、地域の在り方を考えるといったきっかけになる点、こういった点については賛同しているといったところもございます。また、区としては新型コロナの影響で区内の産業、非常にダメージを受けたといったようなところがございます、区内経済団体などからのご要望を受けたといった点もございまして、こういった産業を支援す

る観点からも、昨年の10月に返礼品つきのふるさと納税を導入させていただいたところ
です。

区といたしましては、ふるさと納税を幾らを目標といったようなところまでは、特に目標
は設定しているわけではございませんが、ふるさと納税はある意味、地場産業のものを返礼
品とするという点がございしますので、やはり地域の魅力を発信するという点では非常にい
いツールかなというところは考えておりますので、区といたしましては、このふるさと納税
を活用いたしまして新宿区の魅力を広く発信し、区を応援していただける方を増やしてい
くという考え方で現在取り組んでいる状況でございます。通番19の回答は以上でございま
す。

続きまして、通番20、こちらの寄附金について、歌舞伎町安全・安心対策基金について、
区は寄附額を増やしていきたいという積極的姿勢なのか、そうでないのか教えてほしいと
いった点でございます。

まず結論から申し上げますと、こちらの寄附金については、先ほど危機管理課からお話の
ございました安全・安心対策事業助成などの事業の財源として充てさせていただいている
といった点で、こういった助成がなかなか申請件数が伸びていないといったような点、また、
寄附自体が任意でいただくといったようなところもございしますので、こちらについても、例
えば幾ら寄附をもらおうと、そういったような形で増やしていくというようところまでは
考えていない状況でございます。

この寄附金、実は設定させていただいた目的を少しお話しさせていただきますと、先ほど
危機管理課長が触れたとおり、この歌舞伎町地区に集まる若者や女性というのは、ト一横キ
ッズ等とも言われておりますが、区民という方はほとんどいない状況で、ほとんどの方が他
自治体から来る方という形になります。一方で、新宿区は基礎的自治体でございますので、
基本的に相談を受けたり福祉的な支援をするというのは、区民の方から税金をいただいて、
区民の方々を対象にするといったところがある意味基本という中で、歌舞伎町に他自治体
から来る方々への支援というようなことになりますので、そういった意味もございまして、
従来であれば、例えば国や都から補助をいただくとか、そういったスキームがあればいいで
すが、この助成自体が区の財源を使ってやっているというようところもございしますので、
やはりいろいろな方々から財源をある意味、ご理解いただける方からいただいて、事業を実
施していきたいというような思いがございまして、この寄附金制度を創設させていただい
たといった点がございします。

こういった趣旨からも、区といたしましてはこの歌舞伎町に関する問題を多くの方々に
理解していただいて進めていくことは非常に必要だと考えておりますので、いろいろなと
ころから新宿区に集まってというよう点にもご理解を賜りながら、今後も、歌舞伎町の安
全・安心対策であったり、こういった寄附金の事業について今後も進めてまいりたいと考
えています。

説明は以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

このⅢ－２の説明について、何かご意見ございますでしょうか。

【委員】

17 番について、よく分かりました。ありがとうございます。これは評価というよりかは興味本位なんですけれども、閉じた空間でない場所で来場者数が 1 桁まで出ているんですけれども、どういう手法で来場者数を把握していらっしゃるのか、教えていただきたいと思っています。

【副参事（にぎわい創出等担当）】

ご質問ありがとうございます。イベントごとにイベントの企画業者が来場者数をカウントしていますので、その合算ということになって、1 桁まで計算ができます。

【委員】

イベントごとにちゃんとカウントしているということなんですか。

【副参事（にぎわい創出等担当）】

イベントにもよるんですけれども、大規模なライブのイベントについては概算ではあるんですけれども、小規模のイベントであれば、イベントの業者が詳細な人数をカウントしているということになります。

【委員】

この年度のやつは合算ということ。

【副参事（にぎわい創出等担当）】

おっしゃるとおりです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

歌舞伎町のタウン・マネージメントというのがあるというふうに聞いておりますし、大変ご苦労なさって歌舞伎町のイメージアップをされてこられたと思いますので、感謝申し上げます。やはり、ト一横キッズの人たちがなぜあその場所に集まるのかというのを考えたときに、地方から来るから、新宿区民ではないからというふうに片づけてしまうと、やはりちょっと見誤ってしまうのではないかなと。やはり、その行き着くところが風俗営業だとか、そういう若い女性たちを狙っている夜の新宿の怖い部分とか、そういうのあるのではないかなと。もっと歌舞伎町が負のイメージではなくて、新宿区民として誇れるような、そういう場所になってもらいたいなと期待しております。歌舞伎町ルネッサンスと称して大いに変革をされていると思いますし、タウン・マネージメントの人たちが本当にいろいろなイ

メージアップされているのは頭が下がる思いですので、今後ともそういうのを踏まえた上で、区として助成すべきものがあるのであれば、これは東京都の問題だとかそういう問題ではなくて、区役所のお膝元ですから、そういうのも踏まえて、ちょっと対策なり手を打っていただければと、新宿区民としてそのように思います。

以上です。

【副参事（にぎわい創出等担当）】

にぎわいの観点から回答させていただきます。令和2年、3年とコロナの影響でシネシティ広場のイベントというのは激減したと、その頃から、やはりシネシティ広場において滞留者というのが出てきたというところで、ちょうどその時期からマスコミ等々でトー横キッズというところで報道されるようになったというところでございます。一つ、トー横キッズたちと直接対話する中で、居場所、ここが集まりやすいからだというようなことで、ヒアリングを通じて聞いているところでございます。にぎわいの観点から、シネシティ広場について、やっぱり365日、常ににぎわいを創出することによって空白化を防いで、そのような滞留行為を防ぐというようなことも考えてございまして、このようなイベントを開催しているというところでございます。今後につきましても、やはりシネシティ広場に集まる人間と直接対話しながら、こういった対策が望ましいかというところを検討していきたいと考えています。

【危機管理課長】

先ほどお話ありましたトー横キッズの負の部分といいますかね、そういった関係につきましては、当然、区だけでやっていけないものではないので、都だとか警察だとか、そういったところと連携しながら進めているところです。区では警備会社に委託しておりまして、そこで、シネシティ広場周辺につきましては常時、トー横キッズですね、見守りをしておりまして、何か不測の事態があれば警察に通報するだとか、そういった地元ならではの働きと、先ほど申し上げた補助金事業によってそういった見守り活動をしていくという形で活動を続けていって、こういうトー横キッズが変な道に進まないようにということでやっていきたいと思っております。

【総務課長】

総務課長でございます。これはよく区長がおっしゃっている話ですが、やはり新宿区に来る方、全国から来る方でも、区に来て不幸になってもらいたくないと。犯罪に巻き込まれて、そういった形で風俗をやらざるを得なくなって不幸になって、そんなのはぜひ防止をしたというのも区長が日頃から申し上げているところでございます。まさに委員おっしゃったとおり、そういった観点も大切だと思いますので、区といたしましても、様々な方にご理解いただきながら、そういった思いで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【委員】

ありがとうございます。

あと1点なんですけれども、ふるさと納税の返礼品、新宿区も始めたということなんですけれども、品目は何ですかね。

【総務課長】

総務課長でございます。返礼品につきましては総務省で基準がございまして、地場産業じゃないといけないとかいろいろあるんですが、区としましては様々な魅力の発信という観点から、特段何か限定しているわけではなくて、総務省の基準に合致するものであれば、基本的には返礼品として採用するといったような方針でさせていただいているところでございます。ただ、やはり地方と違まして、何かカニが取れるとか、おいしいお米が取れるというようなところが区としてあるわけではないので、区としてはやはり他の自治体と比べて魅力があるものというところと言うと、例えばコト消費であるとか、いろいろなものを体験していただくというようなところは、いろいろなところをご提供できるかなというところはございますので、例えば、少しマスコミでも取り上げていただきましたが、新宿駅の駅長体験であったりとか、そのようなところもJRさんと話しながら採用したりもしております。そういった魅力のあるところもコト消費という部分でも力を入れて、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

ふるさと納税の返礼品とかのことなんですけれども、新宿区民が新宿にいても、もらえないですね。よく最近、いろいろなところで、ふるさと納税しませんかというお誘いを受けるんですね。私は、ふるさと納税でしてしまうと自分の住んでいる区が税収が減るからしたくないと言ったら、大丈夫ですよ、ちゃんと補填されますからと言われてしまったんです。でも、今のお話ですと、やはり補填されないですね、新宿区は。区内でそういう勧誘をしている事業者さんが、大丈夫ですよとひとくくりで回答されてしまうわけですね。そうすると、よく分からない人たちは、いいんだ、大丈夫なんだと思うと、やっぱり何かもらえるしというので、そちらの地方にどんどんしてしまうと思うんです。返礼品目当てで、違う自治体に納税してしまって、自分の住んでいる住環境が悪化していくのであれば、本末転倒かなと私は思っているんです。なので、事業者さんがちゃんと説明する義務があると思うんですよ。そこら辺を、もっと国とかいろいろなところと調整していただいて、区民に周知できるような、そういうのが必要でないかなと思っております。

または、先ほどの新宿駅の駅長体験とか、そういうコト消費という部分で言えば、新宿区民であっても新宿区の駅長、子供とかだったらやってみたいと思うと思うんですよ。ましてや新宿区民であれば。よその地域の人たちに体験させるのもいいんですが、体験という部分であれば、同じ区民の人たちもできるような方向性を持っていただくとかというのも、考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

【総務課長】

総務課でございます。ふるさと納税という点では、どうしても仕組み上、自分の自治体というところでの返礼品というのができないところがございますので、現時点では難しいですが、今いろいろなそういったご意見をいただきましたので、できるかどうか、事業者さんの兼ね合いもありますので、そういった意見があったというのは伝えさせていただきます。また、区内事業者の方がそういったことをおっしゃるという話も、本日私も初めてお聞きしましたので、そういった誤解のないような形で進められるように、そこは区内事業者にはしっかり周知してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかに。

【委員】

いろいろご回答いただいてありがとうございます。私が質問した中では、16 番も具体的に答えていただけましたし、今までいろいろ質問しましたが、区民という立場で、例えばハロウィンの対策条例、ごみの不法投棄の課題についてこうしているとか、いろいろ具体的な回答を得られたので、今日はすごく勉強になりました。ありがとうございました。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

では、個別施策Ⅲ－2に関する質問については以上にしたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

最後に個別施策Ⅲ－5に関する質問、質問リスト 21 から 28 について、道路課長、質問番号順に回答をお願いいたします。

【道路課長】

道路課長です。よろしくお願いいたします。通番の 21 から 28 まで、それぞれご回答させていただきます。

まず、21 の「道路環境の整備」、こちらの質問内容について、成果指標 1、道路の歩きやすさ満足度の実績値は、区政モニターアンケートの回答結果から算出されているとのことだが、このアンケート設問の対象エリアは区全域という理解で合っているか、また、実績値が低いと感じるが、設問の具体的内容と回答の内訳を教えてほしいというご質問でございます。

こちらにつきましては、区政モニターアンケートの回答については区全域からの回答となっています。具体的な内容と回答の内訳ということですが、こちらの質問については、安全で快適な道路についてというところで、道路の歩きやすさの満足度として聞いてございます。これは感覚的なものもあるかもしれないですが、そう思うのか、そう思わないのか、分からないかという回答でもらっているところでございます。その中で、「そう思う」というのが 23%というところでございます。また、「そう思わない」というのは 66%もあ

りますので、安全で快適な道路だと思わない理由についてはという質問に対しましては、一番多いのが「道路・歩道幅員が狭い」ということ、これが 66.4% ございます。また、「車や自転車の運転マナーが悪い」、続いて、「放置自転車など不正な利用が多い」ということで、安全で快適な道路だと思わないということでご回答されているというところでございます。

続きまして、通番の 22 です。質問につきましては、区が管理している道路は多数ある中、それらの整備については優先順位をつけ、優先的に取り組むものは計画事業に位置づけるなどしていると理解しているが、その点について区の基本的な考え方を教えてほしいというご質問です。

こちらにつきましては、区のほうとしては、委員ご質問のとおり、優先的に取り組むものについて、事業の目的ごとに計画事業に位置づけて実施しています。こちらがどういったものがあるのかといいますと、例えば道路の改良工事というのがございます。こちらは道路の断面構成、歩道の幅員を変えるとか舗装の構造を変えるとか、そういったものについて、道路の改良的なもの、これを位置づけています。また、バリアフリーの道づくりに取り組んでいますが、こちらは、「新宿区移動等円滑化促進方針」を定め、これに基づきまして整備路線を選定しています。歩道の改良ですとか視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の勾配を緩やかにするとか連続性を保つというようなことを、バリアフリー対策として行っているところです。また、これは今回、「バリアフリーの道づくり」事業につきましては、整備に当たり当事者の方々と一緒に道を歩きまして、意見交換の場を設置しているというところで、取り組んでいるところでます。こういった形で、それぞれ目的に合わせて計画事業として行っています。

続きまして、通番の 23、計画事業 45①の「人にやさしい道路の整備」でございます。この質問につきましては、実績欄に記載されている 2 路線について、令和 5 年度の具体的な進捗を教えてほしいというところでございます。

こちらは道路の改良、先ほど申しましたとおり、舗装の構造を変えるですとか、道路の歩道の拡幅をするとか、そういった道路事業でございますけれども、現在取り組んでおりますのが江戸川橋通り、それと早大通りで取り組んでございます。江戸川橋通りにつきましては、昨年度は地元説明会なんかもやったというところでございますが、文京区と区境となっています。文京区と合同で、関係機関協議及び地元周知を行うため、地元説明を行いながら修正設計を実施したというところです。今年度、工事に向けて準備を整えているというところです。この江戸川橋通りの工事内容につきましては、歩道を拡幅する、それから車道も相当悪くなっていますので、車道の舗装の打ち替え、それから自転車走行空間、これを整備すると。あと荷さばきスペースも整備するというところで、総合的に整備を行っていこうというところでございます。

続きまして、早大通りにつきましては、道路の改良工事、早大通り第 2 期を施工いたしました。こちらについては路線も長いものですし、なかなか短くできるという規模でもないものですから、5 期に分けていまして、今 2 期まで終わっています。今年度は 3 期分を行うと

いうところで、具体的に言いますと、昨年度は山吹高校の前、今年度はその先の江戸川橋通りに近いところ、これを行っていかうというところでございます。

続きまして、24の「道路の環境対策」についてのご質問です。この事業では毎年度1,600平米の遮熱性舗装の実施を目標としているが、区には目標とする累積施工面積はあるんでしょうかというご質問です。また、区道全体のうちどこまで実施するのかというところです。

まず、区では令和5年度末までで3万7,099平米完了しています。実行計画にも位置付けていますが、令和9年度末までに遮熱性舗装の面積4万3,499平米を実施目標と定めています。対象につきましては、区道全体のうち遮熱効果が見込まれる一定の幅員を有する南北の路線から計画し、施工しています。これはどういうことかといいますと、道路が南北に通っていると、それから幅員のにも高幅員道、ここについては日が当たりやすいので、そこについて遮熱の対策をすることで効果があるということから、ピックアップしていると。区内全体の中でどれぐらいやるかという、幅員についても5.5メートル以上の路線、それから南北道路についてもなかなか、区道には南北、東西だけじゃなくて、斜めに走っているところもありますから、4分の1ということで、いろいろ計算しまして目標値を設定してきたというところです。

何で1,600平米なのかと申しますと、舗装の更新のライフサイクルコストといいますか、舗装の更新期、これが約30年と設定してございますので、それで割って1,600平米を出しているというところでございます。舗装の更新サイクルですね。

続きまして、25番、「道路の環境対策」のご質問で、LED街灯は太陽フレアの影響を受けるのか、受けるという認識をしている場合、対策は検討しているかというご質問です。難しい問題ですが、太陽フレアによっては通信等に影響をもたらす可能性があると言われてしますので、過去の事例を見る限り、区のLED街灯が太陽フレアの影響を受ける可能性は現時点では低いと考えてございまして、対策という対策は取っていないというのが現況です。

続きまして、通番の26番、「路面下空洞調査」、こちらの質問につきまして、予算執行率が高くないが、その理由を教えてくださいというご質問でございます。

本事業につきましては、区道を対象に分割工事を組みまして、計画的に路面の空洞調査を行っています。今回、予算の執行率が低いということなんですが、執行額って設計したときの金額で発注するわけですけども、そのときの入札の落札率が低かったため、低い価格での契約となり、予算執行残があったというところでございます。そのため、当初予定しておりました規模については完成してございます。

続きまして、通番の27でございます。こちらは経常事業の455ということで、「受託事業（掘さく道路復旧、公共下水道の整備）」についてでございます。こちらも同様のご質問で、予算執行率が高くないが、その理由を教えてくださいというご質問です。

こちらにつきましては、まず今、「掘さく道路復旧」というのと「公共下水道の整備」、2つ入ってございますが、まず公共下水道の整備というのは何かといいますと、下水道局、道路には下水管とか入っていますけれども、下水道施設があります。それを、協定を結んで、

受託を受けて区の工事として発注する、要は道路の整備に併せて発注するということを行っています。昨年度、支障物が出まして、本年度に繰越しをしているんですね。なので、実績については上がっていなかったというところがありまして、当初の予定をクリアしていないというところがございます。ただ、今年度に繰越しをして、今年度整備が終わりますから、目標については達成するんですけれども、道路工事でよくありがちなのは、道路を掘ってみると何かが出てきてしまうと、それによって工期を延伸かけて、その翌年度に工事するというような、ちゃんと丁寧に対応してきていますよということから、ちょっと実績が上がらないので、今回予算執行率は高くないというご質問につながっているかと思います。

あわせてまして、掘さく道路復旧工事、これは企業者、下水道以外のガスですとか水道ですとか、そういった企業関係もでございます。その埋設物がありまして、それはそれで企業者のほうで工事をするわけです。それも道路工事に合えば、区のほうで受託をして、本復旧とって、仮復旧というのは、要は地面を掘って一回、埋め戻しをするわけです。それを、区の工事に合えば、区の工事の中で本復旧とって全体をきれいにするというようなこともやっているんですけれども、企業者のほうが手を挙げてこなかったと。ましてやその路線に合わせた企業者工事が少なかったというところから、今回、予算執行率が高くないということとなってございます。これは毎年度この事業、想定は多めに、過去の実績なんかを見ながら組んでいるんですけれども、各企業者のほうで復旧までしちゃうとか、うちのスケジュールに合わなかったりすると、なかなか歳入を得て工事が合うことができないというところも往々にしてあるというところなんです。ここの掘削復旧、公共下水道については、企業者との関係があるというところす。

それから、最後、通番の28「道路の維持管理について」です。これも同様のご質問をいただいていまして、予算執行率が高くないが、その理由を教えてほしいということでございます。

こちらにつきましては、経常事業に入っておりますが、まず、この道路の維持管理というのは、日常的な道路の維持補修、維持工事として発注を相当しています。それについてのまず落札比率、入札のときにうちが発注した金額よりかなり低い金額で取ったというところが残が出ています。そこで、予算執行率が高くないという形のご質問につながっているというところがございます。この維持管理については、そういった道路工事だけではなくて道路の清掃、それから、中井駅の南北自由通路の維持管理ですとか、いろいろなものがこの道路の維持管理の中には入っているというところなんです。

私のほうからは以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。Ⅲ-5 に関してご意見、ご質問、追加で。

【委員】

24 番に関して、内容がすごくよく分かりました。これは多分ヒートアイランド対策とかというのも含むと思うんですけれども、こういう、何をしているか、そこまで分かるとすご

く気持ちいいですよ、理由が分かって。なので、これはヒートアイランド対策、環境問題とも絡むと思うので、何かそういう内訳とかで、新宿区はこれだけ取り組んでいるんだということをもう少しアピールしてもいいのかなと思いました。これはすごくいい。多分、外部的にはそこまで分かっていないけれども、本当はこれだけやっているんだよということがすごく分かって、勉強になりました。

ついでにほかの、26番とか28番もですけども、最近よく聞くのは人件費高騰だとか燃料費高騰で、予算オーバーするというのが世間的よく聞くんですけども、それが低くなっているというのはどういう理由があるんでしょうか。

【道路課長】

低くなっているところは、ご指摘のように、人件費が上がったり物価高騰しているというのはあるんですけども、あとは事業者の努力で、競争ですので、自分のところでできる積算をして、出しているというところがございます。なので、それ以上のことはちょっと我々には分からないところですけども、ただ、赤字を出しているとかそういうのではなくて、儲けはちゃんとあると思います。

【委員】

ということは、以前よりかは徐々に単価とかそういう、価格の水準が下がってきているということなんですか。

【道路課長】

やはり物価及び労務単価系は上がっています。例えば、単価契約でもそうですし、我々が積算するときも単価の改定を行うわけですけども、上がれば上がったなりに見て、適正に積算しているというところがございます。あとは、やはり現場のほうで、例えば探査機を持っていたりとか、資材が手に入るルートがあったりとか、そういったことによって、各企業者の努力だとかそういったもので、単価については変動があると我々は認識しています。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

ありがとうございます。いろいろ具体的にご回答いただいて、よく分かりました。私が質問した22番について、お聞きした内容に補足しますと、先ほどのご説明にあった、事業の目的ごとにバリアフリーだとか、いろいろ総合的に勘案して優先順位を決められているというご説明でしたよね。それは非常に分かります。ただ、区民によっては、自分のところだけやってほしいとか、ニーズって結構あると思うんですよ。それとのせめぎ合いはどんなふうに調整されているんでしょうか。

【道路課長】

例えばバリアフリーとかの整備ですと、優先順位をつけなきゃいけないという、やはり公平性に考慮してやるんですけども、ある程度の評価項目、駅の近くとか、生活関連経路になっているとかというので優先順位をつけていきます。やはり説明ができるような順位

づけをして、公平に選定して優先順位を決めているというところでございます。

一方で家の前が壊れてがたついているとかというご要望もあったりして、それはまた別で我々のほうで現地を確認して、この事業とは別の日常の維持管理で、補修しなければいけないところは補修していくという形で、両面に対応していくというところでございます。

【委員】

よく分かりました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

先ほどの話の中で、中井駅の南北自由通路ということをおっしゃいましたが、西武新宿線の中井駅の南側と北側を結ぶ南北通路というのができましたよね、それは区で管理されているものなんですか。

【道路課長】

中井駅の自由通路、あそこは区の施設でございまして、区で管理してございます。

【委員】

これは質問項目に載っていないので、大変申し訳ないんですけれども、実は経常事業 456 の「私道整備助成」というのがございますよね。全員の証明なり地権者の合意が図られないと区の助成が受けられないということで、この排水設備工事及び舗装工事のところ、14 件及び 7 件というふうにありますけれども、申請しようにも申請ができなかった、相談には来たけれどもそれが完成されていないという件数というのは、区内でも結構あるものなんでしょうか。

【道路課長】

件数までは分かりませんが、やはり全てではなく、条件というのは、沿道の合意とかそういったものはつけさせていただいてまして、なぜかといいますと、私道部についてはやはり皆様方で管理してもらう道路なんですね。土地所有者の合意ですとか、やはり合意関係者がなされていないと後々トラブルになるというところもありますので、そういった条件の中で整備させていただいているところでございます。

【委員】

もしその部分で誰かが転んだりして、それで事故が起きた場合というのは、これは誰の責任なんですか。私道の持ち主の責任なんですか。

【道路課長】

はい。

【委員】

ガス会社の場合はガスの匂いがするというだけで来て、もう応急措置的に全部やっちゃうんですね。たとえ私道であっても、これは後で合意を取っていただければ結構ですという

ことで、危険性を鑑みて先に工事を行っちゃう、そういうのをどんどんやっているんですけども、下水道やそういうものに関しては、陥没したままになっているというのが現状で、区民の中で困っていらっしゃる方もいるので、もうそれは手がつけられないのは、仕方がないものなんじゃないかな。

【道路課長】

私道については我々は助成制度という形で、できる限りのものを、安全な、皆さんが通るところをやってもら。その中では、地域でまとまっていただいて申請していただければ、我々のほうでもそういう助成ができると。これが区道でしたら我々の権限で、もう行っすぐ埋めたりとか、すぐ工事したりとかできますので、その辺はやはり、なぜ助成制度なのかという、やはりその道路使われている方々でちゃんと管理していただくと、民有灯もそうなんですけれども、でないと、いずれ誰のものかも分からなくなって管理できなくなっちゃうということにもつながりますので、その辺についてはこの制度の中で対応していきたいと考えてございます。

【委員】

お答えありがとうございます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

直接関係はないですが、先ほど、道路を掘ってとかという工事がいろいろあると思うんですけども、BIM管理でしたっけ、BIMとかは新宿区ってどれぐらい対応されていらっしゃるんでしょうか。埋設物とかのデータを全部取って行って、いわゆるCADデータの的に管理していくというようなことですけども。

【道路課長】

埋設管のことでしょうか。

【委員】

埋設管とか、いろいろな管が通っていますよね。それを全体的にCADデータの的に全部データ取って管理していくとかという。

【道路課長】

埋設管については、東京都の保全公社のほうでデータを持っています、それを我々は活用させていただいているというところでございます。

【委員】

じゃ、一通り上下水道とか全ての管のデータは東京都に持っているということなんですね。

【道路課長】

東京都の、道路管理保全公社だったと思いますけれども、そこが持っています、それを我々は活用させていただいているというところです。

【委員】

それは、新宿区道に関しても東京都が管理していると。

【道路課長】

管理課のほうになりますので、ちょっとあれなんですけれども、たしかそうだったと思うんですけれども、その辺は後ほど確認してご連絡させていただきます。

【委員】

興味本位で質問したので、すみません、ありがとうございました。

【委員】

今、質問されたのは、データがB I M化というから、3D化されて見える化されているかという質問だったような気がしているんですけれども、東京都はそこまで全部B I M化はされていないですよ、紙で、2 次的なものですよね。データの内容を言われたんですよ。

【委員】

はい、今、例えば万博とかの施設とかは全部設計のときにB I Mデータとかも一緒に設計しろとか言われているから、単価が高くなるとかという話があったと思うので、要は紙で調べるよりかは、3Dデータで全部、どこにどの管があつてとかと分かると、今後工事をするときに効率的にとか、ここじゃ駄目とかがすぐ分かるというのが今、一般的に広まりつつあると思うので、それがどれぐらい区とか都としてどうなっているのかと思ひまして。

【道路課長】

我々も道路工事やるときには、今おっしゃっていただいたとおり、埋設管がどこになっているか、どこの位置にあるかという、要は深さだとかそういったものがあります。ただ、実際掘ってみると多少ずれていたりするので、支障移設とかしたりしているんですけれども、そういった形で前段で調べて、どこの位置にどこの深さにというのは事前に分かるようにはなっております。ただ、それが3Dになっているかどうかというと、我々ちょっと3Dまでは見たことがないので、離れと深さが分かれば、図面上でどこに入っているかと分かりますので、そういったものを活用しながら道路設計しているというところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ほかにごございますでしょうか。

では、Ⅲ－5に関する質疑はこれで終わります。お疲れさまでした。

では、本日の振り返り、整理をしたいと思います。本日のヒアリングを受け、ご意見、ご感想等があればお願いします。あわせて、追加の質問等があればお願いします。

【委員】

全体を通してということですね。

【部会長】

全体を通してです。

【委員】

私は直接、当該の部署の方には申し上げましたが、質問に対して総論的というか大まかに回答されている部署もあれば、具体的に回答していただいたところもあって、やっぱり回答の内容の度合いには差があったなと感じました。それで、具体的には、例えば新型コロナウイルスの課題と経験については、具体的に持ち帰って回答するという回答をいただきましたし、どうしても総論的になりがちな内容だったから仕方ないとは思っています。

それから、まちづくりについても、先ほど来られた部署の方はそのセクションの方なので、その範疇は答えられないということでしたので、それ以上の質問はなかったですけども、後半のエンターテインメントと道路環境の人たちは、具体的に回答していただいたなという感想は持っています。私の感想はそんなところです。

【委員】

私が疑問に思ったところはおおむね、もともとの内部評価シートには書いていないけれども、聞いてみたらちゃんと理由があるということがすごく分かりましたので、納得できました。おおむね疑問は解消されたので、特に追加の質問とかはございません。

以上です。

【委員】

私も同じで、大体根拠がきちんとあって、ただ紙面の関係上それが全て載っていないというだけで、きちんとした理由もあることも分かりましたし、大変勉強になりました。ありがとうございます。

【委員】

各部署で、それぞれの法令や計画や、いろいろなのを調整しながら取り組んでいらっしゃるということはよく分かったんですけども、私たちが評価するのは令和 5 年度の部分の評価ですので、それが今後につながっていくものなのか、やはり費用対効果だとかそういうのを考えたときに、どれぐらいの予算がついて、どれぐらい執行して、今後どのようなふうに進んでいくのかとか、区民として、少しでもよくなるように取り組んでいただければと思います。新しく出てきた内部評価シートの追加の部分もございますので、それを参考にしながら自分の評価シートを作っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【部会長】

長時間ありがとうございました。本日の議事はこれで終了したいと思うんですが、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

事務連絡させていただきます。参考資料の 2、今後のスケジュールについてです。

この第 1 部会、本日 8 月 2 日にヒアリング第 1 日程ですが、本日本定していたヒアリングの内容は終わりましたので、8 月 6 日、8 月 7 日のヒアリングの予定はキャンセルさせていただきます。従いまして、次の会議は 8 月 20 日火曜日の午後 1 時半から 4 時、

同じく会場はこの第 3 委員会室ということで、評価取りまとめの会議をお願いしたいと思います。

その事前の作業について、今からご説明をします。会議資料としてお配りした外部評価チェックシートをご覧くださいよろしいでしょうか。それを基にご説明させていただきます。

まず一番上に施策評価がついているかと思います。まず参考で、内部評価の結果を黒ポチで書いておまして、その下の表下欄からが外部評価委員会委員にご記入いただく欄です。評価のところは、まず、順調に進んでいるから遅れているまでの 4 択がありまして、これまでのヒアリング、それからお勉強の中でどのように感じられたかに基づいて、この評価をお選びいただければと思います。その評価をなさった理由というのは、必ずお書きいただくようお願いをしておりますので、よろしくお願いします。その下、今後の取組の方向性に対する意見、また、その他意見・感想については、これは該当するものがあつた場合にお書きいただければ結構で、もしない場合は、ここの 2 欄は空欄のままで結構です。この評価のところの 4 択の選択肢を選ぶことと、その理由をご記入いただくことは必須ということでご認識いただければと思います。

1 枚めくっていただきますと、計画事業評価のシートがついております。こちらについても、計画事業は評価対象ですので、先ほどと同様、区の内部評価を参考でつけた下、評価欄については必ず埋めていただくようお願いいたします。計画以上、計画どおり、計画以下、いずれかを選んでいただいて、その評価になった理由を書いていただきます。その下の 2 つの欄については、施策と同様に、該当するご意見があつた場合、感想があつた場合にお書きいただくこととして、それがない場合はお書きいただかなくて結構です。

めくっていただきまして最後は経常事業のチェックシートになります。経常事業については、これは評価対象ではなく取組状況の確認ということになりますので、取組状況確認の過程でご意見が発生した場合のみ書いていただければということで、あらかじめ事業名の印字等はしておりません。ですので、特に経常事業に関してご意見がない場合は、このシートについては何もご記入いただかなくて結構です。

以上、3 つのシートの種類ごとに記入作業についてご説明をさせていただきました。

今日は紙で配っていますが、皆さんは電子で作成されると思いますから、後ほどメールでこちらの電子ファイルをお送りしますので、そちらにご記入いただければと思います。

締切りですが、8 月 20 日の会議に間に合わせたいので、8 月 16 日金曜日、終日中に事務局までメールでご提出いただきますようお願いいたします。その後、事務局のほうで各委員から出てきた評価と意見、その結果を一つの資料に取りまとめたものをご用意しますので、これを基に評価取りまとめの会議では部会としての評価結果を取りまとめていただくということになります。

ご説明は以上になりますが、何か質問等ありますでしょうか。

【部会長】

ほかに特にないでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、4時ちょうどになったので、閉会としたいと思います。お疲れさまでした。

<閉会>